公告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和6年10月30日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融 課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和6年10月30日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プラティ多治見

多治見市本町1丁目122番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 共 栄 ライ フパートナー ズ 株 式 会 社

代表取締役 水野 友範

岐阜市神田町7丁目18番地

他 4 者

- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1)) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	
変更前	変更後
(仮称) 多治見駅南地区第一種市街地再	プラティ多治見
開発事業施設建物	
多治見市本町1丁目122番	多治見市本町1丁目122番地

4 届出年月日

令和6年10月10日